

ローエイシア ニューズレター

No.28 (2013年8月)

日本ローエイシア友好協会

第26回ローエイシア・シンガポール大会への期待



日本ローエイシア友好協会会長
原田 明 夫

今年のローエイシア大会は、来る10月27日から30日まで、アジアのユニークな都市国家シンガポールで開催される。シンガポールは、東南アジアのほぼ中心、マレー半島とジョホール海峡で隔てられた赤道直下に位置する総面積が東京都23区とほぼ同じ広さの平坦な国土に約540万人の人口を擁する立憲共和制国家である。

この国は、多民族・多宗教の東南アジア諸国・地域の中でも、際立った経済発展を続けて一人当たりのGDPも近年日本を抜いてアジアで最も豊かな国との評価もあり、政治的にも長年にわたる人民行動党による安定した独特の「国家資本主義」体制とも言われる政権維持により、独自の人材確保政策を進め、「向こう20年間に海外から200万人を超える高度の専門家人材の移民を受け入れる」との大胆な方針を掲げて、今後の動静が注目を集めている。

法体系は、歴史的に英国法を基礎とし、契約法・財産法・不法行為法など主要な法分野ではその一部が立法により修正されたが判例法の体系に拠っているものの、刑法、会社法、家族法を含む重要分野では制定法による対応ができていと言われている。また主たる市民の人口構成が、中国系73%・マレー系13%・インド系9%となっている政治的・社会的状況の変化に対応し、法律実務家として活躍する人々も、英国系の人々を含めた多様な人材が活躍して、憲法解釈についても、この国の置かれた状況を斟酌する傾向があるとされている。

今回のローエイシア大会を主催するのは、長年国

際ビジネス法のほか家族法の分野でも活躍するシンガポールの女性弁護士マラシ・ダス (Malathi Das) ローエイシア本部会長であり、どのような大会運営をされるか興味深い。

本大会のホームページに掲載されたウオン・M・メン (Wong Meng) 組織委員長からのメッセージには、「現在のシンガポール法曹界は、急速に進展する国際的法的ビジネス環境に対応する活発な法律実務産業の担い手として認識されている」とし、本大会のテーマを、「法を超えて、法の求める義務を超えて、従来の境界線を超えて (Beyond The Law, Beyond Call of Duty, Beyond Boundaries) としたのは、この地域において存在する幅広い法的ビジネス発展の機会の中で、今後必要な法的解決策を策定するには、現実のグローバル社会の発展に備えて前向きにものと考え、従来の伝統的な法的解決の在り方に変更を加えることを常に念頭に置くことの大切さを意識した」からであり、「将来の法律実務家は、単なる法的助言者であっては足りず、商業的・社会的・倫理的な諸領域の様々な問題に、実際に役に立つ解決策を提供することを援助するものでなければならない。」との誠に野心的な呼びかけをしている。

アジア・太平洋地域の今後の発展と日本の在り方を考えるに当たって、シンガポールの現状と将来への問題点を認識しつつ、法律実務家としての相互理解と協力の在り方を考える良い機会になることを期待している。

シンガポール大会への参加を



ローエイシア日本代表理事
ローエイシア副会長
鈴木 五十三

2013年第26回のローエイシア年次大会は、10月28日のプレカンファレンスを皮切りに、29日から30日まで、シンガポールで開催されます。「法を超え、義務を超え、国境を超えて」とのスローガンでの、ローエイシアとシンガポール・ローソサエティーの共催です。これと並行して、最高裁判所長官会議が開催され、年次大会のオープニングには各国の長官が出席されるとともに、シンガポールから、最高裁のメノン長官、シュンムガム外務兼法務大臣、チョン検事総長の基調講演・挨拶が予定されシンガポール法曹界挙げての開会式となります。

シンガポールは、中国系、マレー系、インド系をはじめとする宗教・人種が混雑する多民族国家ですが、経済的には、一人当たり国民所得では、米国、日本、ドイツを凌駕し、アセアン諸国第一の富裕国です。金融、証券業務の中心としてだけでなく、ビジネス法の分野においても、仲裁をはじめとするADRのアジアにおけるセンターを標榜して活動しています。こうした活動を基盤に、アジアにおけるコモンロー国として、コモンロー紛争の紛争解決地として絶大な信頼も寄せられています。そして、近年はワシントンのICSID、ジュネーブのUNCC、ドバイのDWTなど国際機関にも仲裁人を輩出して、アジアボイスの旗手として頭角をあらわしています。また、家族法の分野でも、アセアン諸国の中で、先んじて子の奪取に関するハーグ条約を批准し、その国内法整備を推進することなどにより近隣国に範を示しています。アセアン諸国の法律家との連携を

考えるとき、シンガポールの法律家との連携を避けてとおることはできません。シンガポールの法律家は、国境を超えた場を、活動の当然の場と考えています。そうしたシンガポールの先端性を何が支えているのか、日本とはどこが違うのかを、より観察する機会を、今回の年次大会参加により得ることができると思います。勿論、日系企業も存在感を持ち、大手渉外事務所も存在しています。それだけに、組織の枠を超えて個々の交流を深められる年次大会への参加というチャンネルを通じてのシンガポールとの触れ合いからもまた多くの示唆を得られると思います。3日間にわたるセッションでは、テーマ設定のユニーク性がシンガポールの弁護士会の意欲を示しています。「役員会の独立と女性の共同参画」、「アジアの夜明けのためのADR」、「プロジェクトファイナンス」、「複数国（法域）弁護士資格取得の意義」、「死刑は社会の病の過剰矯正か?」、「都市が推進する環境の保護」、第2日目には、「法律家が科学鑑定を必要とするとき」、「家族法による国境線の希薄化」、「プロボノと政府の利害」、「域外に及ぶ汚職防止」などのテーマ別に3～4名の各国スピーカーによるパネル型のプレゼンテーションが行われます。9月には、日本からの参加者で集まりをもつとともに、大会中は現地での集まりも予定しています。日本から多くの法律家が参加されることを期待しています。なお、スピーカーとしての登録を希望される方々には、是非ご一報いただければと思います。

我が国製造業の現状と将来



日本ローエシア友好協会常任理事
ローエシアビジネス法部前部会長
鈴木正貢

ミャンマー連邦共和国がASEANの議長国になったり、本年6月に日本政府がWIPOやJETROの協力を得て「ASEAN模倣品・海賊版対策会議」や「ミャンマー知的制度整備対策会議」を立ち上げたりしたことからも分かるように、最近のアジア太平洋地域での経済環境の変化には目覚ましいものがある。そこで、アジア太平洋地域の日本の立ち位置、特にその製造業の現状と将来について少しばかり概観してみたいと思う。

我が国を代表する電子産業を始め、各種製造業はここ数年の決算期において大変厳しい状況に直面しているようである。その様な状況をもたらした要因は一体何であろうか。電子産業について言えば、日本が誇る技術力の競争優位が、デジタル化・モジュール化の進行によって期間が短くなり、維持できなくなってきたことと、電子製品のコモディティ化が進み、新興国でも容易に製造することが出来るようになってきたことが挙げられる。その結果、グローバルな価格競争に巻き込まれ、我が国の製造業者は研究開発費用すら十分に回収出来ない状況に追い込まれている。

他方、電子製品の市場、特にアジアを中心とする新興国市場においては次の二つの変化がみられる。第一には新興国市場の世界市場の占める割合が急速に増大してきているということである。最近の新興国における中間所得層(年収50万円から350万円まで)の世帯数がここ10年間で3倍以上に増加し、先進国市場全体の世帯数の2倍近くになったことによる。第二の変化はそのような新興国市場に韓国等、日本以外からの電子製品が大量に入ってきているということである。

このような技術開発・製造構造の変化と市場変化の状況の中で、我が国はどのように対処していけばよいのであろうか。それを考える場合、まず我が国製造業が抱えている根本的な問題点を直視する必要がある。これまでは、我が国の製造業はグローバルな市場における顧客が求める高品質の製品をリーズ

ナブルな価格で供給でき、輸出を伸ばしてきた。しかし、このところは製品の品質向上に関する顧客からの要請はストップし、寧ろ今の品質でよいから価格の安い方を選ぶという傾向にあるということである。新興国を含むグローバル化の波は、競合の製造企業を増加させ、製品の差別化が困難になって来ているという現実がある。即ち、顧客の購買を選択する際の価値基準が必ずしも優れたものづくりと相関しなくなってきたということである。従って、我が国の製造業は、従来から見られた高品質のものづくりの能力のみならず、顧客が求めているものは何かをもっともっと追求して行く必要がある。我が国製造業の独自性、即ち他国の競合企業に真似できないものづくり能力を涵養して行くことが求められていると思われる。具体的には、製品そのものの機能とか仕様といった技術面の向上に特化させるのではなく、市場が求める製品のコンセプトやデザイン、設計、製造工程、附带サービス等を含めた幅広い一連のバリューチェーンを視野に入れた顧客価値を見出すことが求められている。これらの顧客価値を理解し、実行に移せる人材を社内で育成するか、外部から雇用し、経営陣も一丸となって顧客価値の実現のために邁進すべきである。他方、新興国市場における中間所得層の急激な増加に伴い、製品価格に顧客価値の重点が置かれ、現地生産やスケールメリットを生かした大幅なコスト削減により顧客の満足する製品価格帯の実現を図るべきである。そのためには現地に研究開発や製造販売拠点を開設したり、現地企業との提携を通じて顧客価値を充分把握すべきである。

以上、要するに我が国の製造業の将来は、日本で製造された製品の輸出の増強策を如何に講じるかにあるのではなく、先進国・新興国を問わず、世界の市場と日本の市場とを一体のグローバル市場と捉え、可能な限り製品・サービスの研究開発、製造販売、人材育成等の現地化を追求して行くことに見出すべきであろう。

“ミャンマーの熱風” “目覚めるフロンティア”



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

標題は、7月3日の日本経済新聞の記事の見出しである。

新聞記者（編集者？）は、さすがに読者の心をつかむのがうまい。5月の安倍晋三総理大臣のミャンマー訪問もあって、日本のビジネス界のミャンマー投資への関心は高まる一方である。

そのような中で、6月12日、ミャンマー連邦共和国から、トゥンシン ミャンマー連邦法務長官以下3名の法律家代表団を迎えて開催されたシンポジウム「ミャンマーの発展と課題」～法的側面を中心として～（主催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター）に、国際民商事法センターの理事として参加する機会があった。

ビジネス界の投資熱や、中国、韓国をはじめとする諸外国のミャンマー進出に対抗するという政治的思惑が先行し、我々が最も強い関心をもっているミャンマーの法制度の知識や理解が置き去りにになっている中での、ミャンマーの一級法律家との対話、

意見交換の絶好の機会であった。

印象に残ったことがいくつかあった。

まず、トゥンシン連邦法務長官の学識、誠実な人柄、今回の日本訪問（法務省、検察庁、最高裁、財務省、経産省訪問など、休む間もない強行スケジュールが組まれていた）にかける熱意に感銘を受けた。スピーチだけでなく、他のスピーカの補足説明や、フロアーからの難しい質問にも、ほとんど一人で対応された。翌日の国際民商事法センター主催の懇親会での会話を含めて、この人物と親しくなれたのは最大の収穫であった。

2つ目は、ミャンマー法の基層に、豊かな土着の法というか伝統法が存在していることであった。12世紀のペガン王朝時代には、既に通常裁判所及び上級裁判所が設置されていた。16世紀のタウンガー王朝時代を通じて、法律書、勅令集、判決集など、高度な、独自の法制度を発達させている。今日のミャンマーの法制度、ミャンマー人の法意識の理解に、このような歴史的、社会学的考察を欠かすことは

きない。

3つ目は英国法、インド法の強い影響であった。

ミャンマーは、19世紀の初頭から、その後1948年まで、ほぼ100年間、英国の統治下に置かれた。特に、英国による支配は、インド植民地の拡大という形をとったために、英国法を起源とする、当時のインドで施行されていた法制度がミャンマーに移植されていて、それが現在も適用されている。このことは、非常に大きな情報であった。ミャンマー法を知るためには、インド法をよく勉強しなければならない。私は、国際民商事法センターのアジア法整備支援で、ベトナム、カンボジアなど、インドシナ半島の諸国の法制度に触れる機会があったが、これらの国には大陸法（フランス法）が導入されたものの、今日、その遺産を実感することが少かったし、言語も通じなくて苦労した（フランス語は、現在ほとんど使われていない）。

それに比べると、ドゥン シン長官以下の代表団は、一級の人達が来日しているという点を置くとしても、英語で対話ができるし、何より英国法の基礎がきちんとしていた。アメリカのロースクールに留学した私には、そのことがよく判った。率直に言って、一般の日本の法律家と比べても、法の基礎的素養、知識のレベルが高いのである。この点は、他のインドシナの国々とは大きく違っていた。1946年、英国からの独立を果たした後も、軍事政権下に置かれるなど、種々な出来事があって、ビジネスや、投資に関する法律は、我々が気がつくだけでも、時代にそぐわないものが目につく。外国の投資を呼び込むためには、新しい立法が必要な分野も多い。中国、

ラオス、タイ、バングラデッシュ、インドの5カ国と国境を接し、135の民族が共存するミャンマー国の統治、国の発展には、種々な困難があることが容易に想像できる。軍政から民政への移行も未だ道半ばである。

しかし、私は、今回の代表団との会合で、ミャンマーが、法整備の面では、将来、すばらしいスピードで先進国に追いつくであろうことを確信した。

私は、主催者を代表しての閉会のあいさつで、マスコミなどでよく言われる、「日本がアジアの成長を取り込む」などという不遜な考えを改めなければならない、と強調した。日本も対等なアジアの一員として国を開き、アジア市場でお互いの役割を果たせるような関係をつくるために協働しなければならない。

昨年6月、経団連会館において、ローエイシアが、商事法務研究会、日本法律家協会、JICA、日本経済新聞と共同の主催者となって、「アジア市場の形成に向けた日本の役割」というシンポジウムを実施したのは、正にこのような思いからであった。

幸いに、日本はミャンマー政府の深い信頼を得て、ミャンマーの法整備と、それを担う人材養成を全面的に引受けることになった。

日本の法律家として、そのようなプロジェクトに、骨身を惜しまず協力したいと思う。ローエイシアのミャンマーとの関係構築は、未だ手探り状態にある。ローエイシアの会員として、日本の法律家がミャンマーの法律家と手を携えて、アジア・太平洋地域での法の支配の確立のために働いたら、どんなにすばらしいことかと思う。

シンポジウム「ハーグ条約の円滑な実施に向けて」



日本ローエイシア友好協会家族法部会
副部長

大谷 美紀子

日本ローエイシア友好協会家族法部会では、2012年から、若林昌子部会長、安倍嘉人企画委員長の新体制の下、年3回をめぐりに研究会を開催しています。特に、そのうちの1回は、家族法の実務に関するその時々の重要なテーマについて、シンポジウムの形式で開催し、家庭裁判所関係者（裁判官、調査官、調停委員等）、弁護士、研究者、民間機関の関係者等との間で、実務的な観点から問題の検討や協議を行っています。本年度も、このようなシンポジウムを11月9日（土）に明治大学で開催することになりました。テーマとしては、近く日本の締結が予定されている、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）を取り上げることになりました。

ハーグ条約については、近時、様々な学会や学術誌においても取り上げられていますが、当協会のシンポジウムでは、「私的調停の枠組構築と裁判所との連携に関する諸問題」（第1セッション）、及び、「返還拒否事由の審理判断に関する諸問題」（第2セッション）の2つに焦点を当てることになりました。

第1セッションでは、締約国が原則として子を常居所地国に返還する義務を負うハーグ条約において、友好的解決の重要性が国際的に認識され促進されている中、諸外国における私的調停の活用経験と日本における私的調停の枠組構築の準備状況を紹介し、友好的解決の促進のための中央当局（外務省）の役割、私的調停機関と裁判所との連携、私的調停にお

ける合意と裁判手続との関係等の問題を議論します。第2セッションでは、日本におけるハーグ条約に基づく返還手続の裁判が来年にも実施される見込みである中、実務家にとっても研究者にとっても関心が高いと思われる返還拒否事由の解釈、審理・認定の手法、証拠方法等について議論します。

ハーグ条約は、これまで日本にはなかった新しい手続・制度を導入するものであり、日本における条約実施及び返還手続の裁判の実務は、直接的には国内実施法に基づいて行われるものですが、友好的解決のための私的調停や条約上の概念の解釈や審理判断は、条約の趣旨目的に適うよう、また、他の締約国における30年間の条約実施の中で発展してきた国際的な実行を視野に入れて行うことが求められます。

そのため、ハーグ条約の実務に現場で携わることになる裁判官、弁護士、外務省（中央当局）、裁判所関係者（調査官や調停委員）に、家族法及び国際私法の研究者も加わり、条約の円滑な実施に向けて実務的な意見交換や議論を行う機会を持つことは、極めて重要であり、今後の関係者間における連携や諸問題に対する共同での対応体制の構築の促進にも有用です。日本ローエイシア友好協会が裁判所及び法務省関係者、弁護士、研究者等の幅広い層の会員を擁するというメリットを活かして、シンポジウムの開催により、そのような場を提供し日本におけるハーグ条約実務の発展に寄与できることを嬉しく思います。

シンポジウム「ハーグ条約の 円滑な実施に向けて」(案) ご案内

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)の締結が国会で承認され、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」が国会で成立し、来年の比較的早い時期にハーグ条約及び上記法律が実施されるものと予想されます。

このハーグ条約は、これまで我が国にはなかったを導入するもので、その実施に当たっては考慮すべき事項が少なくありませんが、今回、以下の2つのテーマを取り上げてシンポジウムを開催し、その円滑な実施に向けた議論を行いたいと思います。

このシンポジウムは、日本ローエシア友好協会の会員の皆さまにも関心の高いテーマであると考え、ご案内するものです。ふるってご参加ください。

【開催要領】

日時 平成25年11月9日(土)午後1時30分～午後5時

会場 明治大学リバティータワー1階1031号室

主催 日本ローエシア友好協会(企画:家族法部会)

定員 150名(申込み順)参加無料

申込み方法 9月20日までに日本ローエシア友好協会(lawasia@ibltokyo.jp)
宛て直接お申し込みください。

【スケジュール】

午後1時30分 挨拶/若林昌子(家族法部会長)

午後1時35分 (第1セッション)

I 私的調停の枠組構築と裁判所との連携に関する諸問題

(パネリスト)

西岡達史氏 外務省総合外交政策局ハーグ条約室長

松谷佳樹氏 東京家庭裁判所部総括裁判官

箕毛誠子氏 弁護士

早川眞一郎氏 東京大学大学院総合文化研究科教授

司会/大谷美紀子(家族法部会副会長)

午後2時35分 休憩

午後2時45分 (第2セッション)

II 返還拒否事由の審理判断に関する諸問題

(パネリスト)

松谷佳樹氏 東京家庭裁判所部総括裁判官

武田大助氏 東京家庭裁判所主任家裁調査官

西岡達史氏 外務省総合外交政策局ハーグ条約室長

大谷美紀子氏 弁護士

棚村政行氏 早稲田大学法学学術院教授

司会/安倍嘉人(家族法部会企画委員長)

午後4時 休憩

午後4時15分～午後5時 質疑・全体まとめ

会員総会・理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会及び第43回定時会員総会は、去る5月20日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事及び会員数16名）

同総会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案通り承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当役員より報告ならびに説明がなされた。

- 1 平成24年度事業報告及び収支決算案承認の件
- 2 平成25年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 3 理事選任の件（補充につき）
（新任）堀田眞哉氏（最高裁判所事務総局秘書課長）
名取俊也氏（法務省大臣官房秘書課長）
- 4 ローエイシア執行委員会報告の件
- 5 ローエイシア第25回バリ大会（昨年11月18日～21日）
参加報告の件
- 6 ローエイシア第26回シンガポール大会（本年10月27日～30日）の件
- 7 家族法部会の活動の件
- 8 家族と子どもに関する国際会議（札幌開催予定）の件
- 9 ニューズレター発行の件



〈会員総会・理事会の様相（5月20日、於 法曹会館）〉

次回のローエイシア大会, 他

●第26回ローエイシア年次大会

2013年10月27日～30日、於 シンガポール
lawasia@lawasia.asn.au

●シンポジウム「ハーグ条約の円滑な実施に向けて（案）」

2013年11月9日、於 明治大学リパティータワー
lawasia@ibltokyo.jp

会員の状況

(平成25年3月31日現在)

個人 A 会員	126	
個人 B 会員	65	
法人 A 会員	7	
法人 B 会員	17	(計 215)

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	15,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

(平成25年5月20日現在)

顧問	安倍 嘉人	前東京高等裁判所長官
	小野 昌延	弁護士
	千種 秀夫	日本法律家協会会長
	土井 輝生	早稲田大学名誉教授
	長島 安治	弁護士
	中川 英彦	駿河台大学法科大学院講師
	三好 達	元最高裁判所長官
	柳田 幸男	弁護士
	吉村 徳重	九州大学名誉教授
会長	原田 明夫	元検事総長・弁護士
副会長	小杉 丈夫	弁護士
	石川 正	弁護士
	鈴木 五十三	弁護士
	小原 正敏	弁護士
常任理事	谷川 久	成蹊大学名誉教授
	鈴木 正貢	弁護士
	熊倉 禎男	弁護士
	内田 晴康	弁護士
	堀野 春一	弁護士
	堀野 春一	事務局長
理事	堀田 眞哉	最高裁判所事務総局秘書課長
	名取 俊也	法務省大臣官房秘書課長
	佐久間 達哉	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原 佳子	弁護士
	市毛 由美子	前日本弁護士連合会事務次長
	大谷 美紀子	弁護士
	川村 明	弁護士
	小泉 淑子	弁護士
	澤井 英久	前日本弁護士連合会副会長
	高谷 知佐子	弁護士
	手塚 一男	弁護士
	波江野 弘	トヨタ自動車(株)
	畑口 紘	弁護士
	松崎 隆	弁護士
	森 伊津子	弁護士
	森 島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田 和彦	弁護士
	若菜 允子	弁護士
	若林 昌子	前明治大学法科大学院教授
監事	青山 善充	明治大学法科大学院特任教授

編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

ローエイシア年次大会登録料に関するA会員からのよくある問合せ

Q 年次大会参加登録料を会員料金で申し込んだところ、ローエイシア本部より、個人会費（160豪ドル）が未納のため、非会員料金となる旨の連絡あり。

A 当事務局では、例年9月と3月に、その時点における入金済み各A会員の年会費のうち、160豪ドルを一括して本部へ送金しており、入金済みのA会員は本部個人会員資格を有するため、会員料金で問題ありません。（本部の入金確認時期の問題）

今年のシンガポール大会の参加申込みの時期となりましたので、念のため。
(事務局長・堀野春一)

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032

JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内

TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545

E-mail : lawasia@ibltokyo.jp